

# 告 示

## 埼玉県告示第五百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十七年五月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はまや

三 代表者の氏名

橋本俊弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市大字下唐子千五百九十四番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は就労継続支援事業B型とリサイクル事業を通じて障害を持つ方に対して働く場の提供を行い、誰もが自立できるような地域社会を創造し、福祉の増進と環境保全に貢献することを目的とする。

（変更後）この法人は障害福祉サービス事業とリサイクル事業を通じて障害を持つ方に対して働く場の提供を行い、誰もが自立できるような地域社会を創造し、福祉の増進と環境保全に貢献することを目的とする。